した研修を実施するとともに、我が国における研修の成果が適切に評価され学位取得につながるよう、海外の専門家が学位を取得しやすい環境の整備が望まれる。また、我が国の文化遺産保護に係る取組が正しく海外に伝えられるよう、情報発信に努めるとともに、適宜、留学生の受入れに係る多様な支援措置を活用することが望まれる。

さらに、経済協力の一環で人的資源開発として行われる文化遺産の保護に係る研修について、文化遺産国際協力の観点を踏まえて適切に行われるよう留意する。また、我が国の教育研究機関及び民間団体等が、海外の教育研究機関等における自主的な人材育成カリキュラムの改善等の実施の際の協力要請に円滑に協力できるよう、我が国で研修を受けた専門家との連絡体制を維持し、長期的な関係を構築することが望まれる。

こうした海外の専門家の養成についても、各教育研究機関等が実施する事業の特徴を生かしつつ、我が国の文化遺産国際協力としての整合性が図られるよう、コンソーシアムの調整機能が活用されることが望まれる。

3．情報の収集、整理及び活用

国は、文化遺産国際協力が適切かつ有効に実施されるよう、文化遺産国際協力に係る国内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずる。

特に、コンソーシアムを通じて、文化遺産国際協力に係る情報を集約するとともに、文化遺産国際協力に係る諸機関等において、その共有及び交換を積極的に進める。

また、コンソーシアムに設置された、世界の各地域に対応した分科会においては、地域ごとの協力の在り方について情報交換が行われており、これらの情報について、コンソーシアム全体として地域横断的な共有を図る等、我が国の文化遺産国際協力の効果的な推進に向けた情報ネットワークの一層の充実が望まれる。

○国土交通省告示第百四十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	北海道縦貫自動車道函館名寄線		
道路の区域			
区間		変更前 後別	敷地の幅員
旭川市緑台一三七五番二五から同市緑台一三七五番一一まで		前	最大 最小
		後	最大 最小

延長	
（メートル）	
七七 三九	
三〇〇	
一一四 三九	

○国土交通省告示第百四十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	東九州自動車道		
道路の区域			
区間		変更前 後別	敷地の幅員
行橋市大字宝山字上馬場一一五番一から同市大字流末字セ〆ロ一〇八八番一まで		前	最大 最小
		後	最大 最小

延長	
（メートル）	
三一一六 三二四	
一一五	
三一六 二一九	

○国土交通省告示第百四十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	関越自動車道新潟線		
道路の区域			
区間		変更前 後別	敷地の幅員
高崎市下佐田町字根小屋一三九番一から同市上滝町字斉田北五五番一二まで		前	最大 最小
		後	最大 最小

延長	
（メートル）	
二一四四 三九	
七五七	
二四四 三九	

○国土交通省告示第百四十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	北海道縦貫自動車道函館名寄線		
道路の区域			
区間		変更前 後別	敷地の幅員
北海道上川郡鷹栖町二六一一番三一から同道上川郡鷹栖町二六一一番一二まで		前	最大 最小
		後	最大 最小

延長	
（メートル）	
五二 四五	
一七四	
五〇 四四	

さらに、コンソーシアムにおいては、文化遺産保護に関する各分野や海外の地域情勢に詳しい専門家等の適材適所の参画を推進するとともに、こうした人材情報のデータベース化を検討する。

なお、近年、文化遺産の不法輸出入等の防止について、国際的な取組の強化に向けた議論がユネスコ等の国際機関で行われている中、インターネットによる不法取引への対応が一つの課題となっている。不法取引の危機に直面する外国の文化遺産を保護するため、コンソーシアムにおいては、インターネットにおける販売等を監視し、文化遺産の不法取引に関する情報が発見された場合には、我が国として適切な措置が実施できるよう、文部科学省、外務省その他関係省庁に通報することが望まれる。

4．国民の理解及び関心の増進

国は、文化遺産国際協力において研究者や技術者が果たす役割の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報活動の充実及び教育の振興その他の必要な施策を講ずる。

また、文化遺産国際協力に係る教育研究機関、独立行政法人及び民間団体等は、国民の理解に資するよう、それぞれの活動の成果を積極的に広報することが望まれる。

コンソーシアムは、文部科学省、外務省その他関係省庁、教育研究機関、独立行政法人及び民間団体等と協力して、文化遺産の専門家のみならず、幅広い人々を対象にしたシンポジウム等の開催や電子メールを活用した情報提供等を通じて、国民のコンソーシアムの活動への参加や理解を促進する。

5．教育研究機関及び民間団体に対する支援

国は、海外の文化遺産の保護や現地の専門家の人材養成を一層推進するため、専門家の派遣や海外の専門家の招へい等の拡充といった、教育研究機関及び民間団体の文化遺産国際協力活動を支援する。

また、民間団体が、教育研究機関の支援その他の文化遺産国際協力活動を効果的に行うことができるよう、国は、コンソーシアムも活用しつつ、文化遺産国際協力に携わる専門家や海外の文化遺産等に関する情報提供その他必要な支援を行う。